

地域で支える安心と安全の生活環境づくり

「介護保険制度及び審査会判定状況紹介」

介護保険制度について

介護保険制度は、医療保険や年金保険と同様に、国民の共同連帯の理念に基づき、社会保険方式によって、介護を必要とする方に対して、必要な医療サービスや福祉サービスを提供する仕組みです。



介護認定審査会
会長 村上 幹彦

ひまわり

認定審査会はコンピュータでの一次判定が妥当か検討して、修正すべきは修正して最終決定することを業務としております。

宇城地区は県内でも、特に申請対象者が多く審査員の方々には多大の負担をおかけしているところですが、申請者の方々の生活に直結するだけに、その判断は厳正、中立、公平の立場に立ったものでなければならぬと考えております。

今後とも関係者各位のご協力を得ながら住民の福祉のために尽力する所存です。

介護認定審査会を広域連合で運営するメリットは？

要介護認定業務の広域化により、公平で公正な判定、地域間の格差是正及び効率的な事務処理ができます。
よって、多様化する広域行政需要に対応するため、さらに、宇城地域全体の住民福祉の向上や一体的な地域づくりを推進していくために総合的に広域連合のほうに有利だと判断したところです。

「介護認定審査会」とは？

専門家によって要介護認定を審議する機関です。

「介護認定審査会」は広域連合が任命する医療、保健、福祉の各分野に関する学識経験者で構成され、各市町から送られた被保険者の介護の必要性、介護度の判定について総合的に審議しています。



■宇城広域連合介護認定審査会委員一覧

(平成14年4月1日現在)

医療部門		保健部門		福祉部門	
一般医師	31人	保健師	9人	介護福祉士	1人
精神科医師	9人	看護師	1人	施設長等	9人
歯科医師	2人	作業療法士	1人	福祉活動員	9人
薬剤師	2人				
計	44人	計	11人	計	19人
総計74人					

介護保険に関して詳しいことは各市町の介護保険担当課窓口にご直接お問い合わせください。